

## 様式第3号（第8条関係）

### 観光案内所・移住サポートセンター業務委託 提案募集要項（公募型プロポーザル方式）

プロポーザル方式業者選定委員会  
委員長 政策推進課長 石川 勝

#### 1 業務概要

##### （1）業務名

観光案内所・移住サポートセンター業務委託

なお、両業務は一体不可分のため、小川町及び小川町観光協会の合同プロポーザルとする。

##### （2）業務目的

現在、観光案内所と移住サポートセンターは、小川町駅前に立地する「むすびめ」において同一の運営団体により運営している。当町の各種情報を集約するとともに興味を持った来訪者に、魅力ある情報の提供やPRすることが可能であり、一つの施設内に観光案内所及び移住サポートセンターの両機能を併せ持つことで、さらなる再来訪者の増加や関係人口の創出、その先の移住・定住人口の増加等の効果の向上を目指す。観光案内所・移住サポートセンター業務を、同一団体が運営を行うことで、より効率的・効果的な運営を行うことを目的とする。

##### （3）契約期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（令和8、9年度）

※ 事業期間として2年間を想定しているため、本プロポーザルでは2年間の事業展開について企画提案を求めるものとする。

##### （4）業務内容

ア 観光案内所業務

イ 移住サポートセンター業務

詳細については、別紙「観光案内所・移住サポートセンター業務委託仕様書（以下「別紙仕様書」という。）」のとおりとする。

(5) 委託上限予定額

31,648 千円（税込）（令和8年度から令和9年度までの2年間の総額）

内訳　・観光案内所業務

　　令和8年度 8,720 千円（税込）

　　令和9年度 同上

　　・移住サポートセンター業務

　　令和8年度 7,104 千円（税込）

　　令和9年度 同上

※ 本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、観光協会総会及び町議会において予算の減額又は否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があり得るものとする。また、次年度についても、予算の減額等があった場合、契約の変更又は解除があり得るものとする。

(6) 業務実施上の条件

業務の実施にあたっては、別紙仕様書及び観光案内所・移住サポートセンターの設置目的を十分理解のうえ、目的に合致した取組とすること。また、独自性、創造性を確保した実効性のあるものとし、自社内の持てる資源を最大限活用することを原則とする。

なお、受託者が本業務において取得した著作権などの全ての権利は、町及び観光協会に帰属するものとする。

(7) 業務所管課

観光案内所業務：にぎわい創出課 地域振興グループ（観光協会事務局）

移住サポートセンター業務：政策推進課 地方創生室グループ

(8) その他必要事項

無し

## 2 参加申込書等に関すること

(1) 参加申込書等の作成様式

参加申込にあたっては、次の様式に必要事項を記入し提出すること。

ア 参加申込書：様式第6号

イ 技術資料：様式第13号

(2) 提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：令和7年12月25日（木）正午まで

イ 提出場所：小川町役場政策推進課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地

TEL : 0493-72-1221 (内線 221)

FAX : 0493-74-2920

E-mail : [ogawa103@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa103@town.saitama-ogawa.lg.jp)

ウ 提出方法：持参もしくは郵送

（土日祝日及び時間外は受理しない。郵送の場合は必着。）

(3) 参加申込の資格要件

ア 対象業務において、小川町競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていることを原則とする。資格者名簿に登載されていない者が本企画提案に参加するときは、参加申込書の提出にあたり、次に掲げる書類を併せて提出すること。

① 身分（身元）証明書及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書で、発行後3か月以内のもの。ただし、個人に限る。）

② 住民票の写し（発行後3か月以内のもの。ただし、個人に限る。）

③ 登記事項証明書（発行後3か月以内のもの。ただし、法人に限る。）

④ 営業所表（様式第14号）

⑤ 委任状（様式第15号。ただし、対象業務において代理人を置く場合に限る。）

⑥ 財務諸表（直前決算のもの。法人については貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人については貸借対照表及び損益計算書。）

イ 小川町指名停止基準の別表第1又は別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

ウ 次に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。なお、資格要件確認のため、関係機関に照会する場合がある。

① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない。

② 本町における一般競争入札等の参加を制限されている。

③ 指定管理者の指定の取消を受けたことがある。

- ④ 最近1年間の国税及び地方税を滞納している。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- ⑥ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体。
- ⑦ 代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人その他の団体。

### 3 企画提案者の選定に関すること

#### (1) 企画提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価の指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	自己資本比率等
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	賠償責任保険加入の有無等
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等
業務経歴	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績等
専任性	当該業務に専念できる時間が十分あるか	手持ち業務量等
実施体制	実施体制はどうか	従事予定者数
社会貢献 (倫理観)	社会的貢献度があるか	ISO14001等の取得状況 育児・介護休暇等の優遇等

#### (2) 非選定理由に関する事項

提出した参加申込書が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその非選定理由を、書面により選定委員会（所管課）から通知する。

### 4 企画提案書等の作成に関すること

#### (1) 企画提案書等の作成様式、提出部数

ア 任意の様式による企画提案書（A4判）

正本1部及び副本8部（副本は複写可）。

※ 企画提案書の副本は、社名のほか、社名が特定できるような表記はしないこと。

イ 同内容のPDFデータ（CD-ROMまたはDVD-ROM）

1部

ウ 添付資料として次の資料を提出すること。

- ① 企画提案書提出届（様式1）
- ② 同種業務経歴書（様式2）
- ③ 業務の実施体制調書（様式3）
- ④ 工程計画表（様式任意・業務の始期は4月1日とする。）
- ⑤ 品質管理・情報管理（様式4）
- ⑥ 見積書（様式任意）
- ⑦ 会社概要書（様式任意・A4判）

※ 会社名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容及び連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号及びE-mailアドレス）の記載があるもの（会社案内パンフレット等による代替可。）

(2) 記載上の留意事項

ア 以下の項目内容は、必須とする。

- ① 実施及び取組方針
- ② 実施フロー
- ③ 主要検討事項（業務内容）
- ④ 工程表（業務の始期は4月1日とする。）
- ⑤ 参考見積書
- ⑥ その他特に提案すべき内容

イ 参考資料として、小川町第5次総合振興計画後期基本計画及び第2期小川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を十分活用すること。

(3) 企画提案書等に関する質問及び回答

本提案募集要項等の内容に不明な点がある場合は、次のとおり質問書（様式5）を提出すること。

ア 質問書の提出

質問書（様式5）に質問事項を記入し、電子メールに添付して、政策推進課に送信すること。なお、電子メール送信後、確認のため電話による連絡をすること。

イ 提出期間

令和7年12月8日（月）から12月17日（水）正午まで

ウ 質問に対する回答

提出のあった質問事項は、令和7年12月23日（火）までに電子メールで回答する。

(4) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：令和8年1月21日（水）午後5時00分まで

イ 提出場所：小川町役場政策推進課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地

TEL：0493-72-1221（内線 221）

FAX：0493-74-2920

E-mail：[ogawa103@town.saitama-ogawa.lg.jp](mailto:ogawa103@town.saitama-ogawa.lg.jp)

ウ 提出方法：持参もしくは郵送

（土日及び時間外は受理しない。郵送の場合は必着。）

(5) 提案のプレゼンテーション

企画提案書等の提出後、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションに欠席した場合は、委託に応じる意思が無いものとみなす。

ア 日時：令和8年1月29日（木）

イ 会場：小川町役場 3階大会議室

※ 実施時間については、別途お知らせする。

※ 上記の他に日程を追加する場合や日時及び会場は変更する場合がある。

(6) 企画提案書を採用するための評価基準

ア 業務遂行能力に対する評価

評価項目	評価の視点・内容
業務実績	業務実績の豊富さ及び業務遂行のために必要な知識や経験を有しているか、過去に受託・実施した同種又は類似業務の数量や内容等を評価する。
業務実施体制	観光案内所業務及び移住サポートセンター業務について、効果的・効率的かつ一体的に運営するために必要な組織体制は十分に整っているか等を評価する。
	当該業務に専任できる時間は十分に確保されているか、本受託業務に主に取り組む人員数及びサポート体制等を評価する。

イ 提案内容に対する評価

評価項目	評価の視点・内容
業務の理解度・資料調整能力	本受託業務の目的を正確に理解し、企画提案書に正しく反映しているか、提案書のまとめ方や分かりやすさ

	等の事務能力を評価する。
取組姿勢・意欲	業務に対する取組姿勢が適切で、意欲ある提案かどうかを評価する。
地域精通度	当町の現状を踏まえた課題解決に資する提案がなされている場合、優位に評価する。
業務工程計画の妥当性	業務実施手順が適切で、項目ごとの関連性が明確に示されている場合、優位に評価する。
提案内容の妥当性・具体性・実現性・独創性等	提案内容が妥当で具体的に示されている場合、また、実現性を有し独創的である場合、優位に評価する。特に、交流人口から関係人口、移住・定住人口へと繋がる仕組みや取組が明確であることが望ましい。
その他（PR事項の有無、業務費用等）	その他、業務実施にあたり有益な事項がある場合、優位に評価する。

#### ウ プレゼンテーションに対する評価

評価項目	評価の視点・内容
説明力・表現力	説明が論理的で納得できるなど、プレゼンテーションの分かりやすさ等を評価する。
対話力・協調性	冷静な議論を通じた意思疎通のしやすさ、質疑に対する回答の的確さや明確さ等を評価する。

#### （7）企画提案者の内定方法

小川町プロポーザル方式業者選定実施要綱第14条に基づき、プロポーザル選定委員会の審査を経て、企画提案者を内定する。

#### （8）企画提案書の非選定理由に関する事項

提出した企画提案書が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその非選定理由を、書面により選定委員会（所管課）から通知する。

### 5 提案の内定者に関すること

所管課と内定者は、発注業務の仕様内容について提案募集要項及び企画提案書を基に協議し、その内容を決定する。その後、所管課は当該業務の仕様内容が決定し、業務の発注が整った段階で内定者と随意契約により契約を締結する。

### 6 本提案募集要項についての問合せ先

小川町役場政策推進課 地方創生担当

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地

TEL：0493-72-1221（内線221）

FAX：0493-74-2920

E-mail : ogawa103@town.saitama-ogawa.lg.jp

## 7 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び企画提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び企画提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
- (4) 提出期限後における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 企画提案書に記載した予定技術者（当該業務担当者）は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できない。
- (7) 選定経過等の透明性を確保するため、必要な限度において、参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。
- (8) 現地説明会を次の日時で開催する。参加は任意とし希望がある場合は、期限までに電話又はメールにて申し込みをすること。  
ア 開催日時：①令和7年12月8日（月）午後2時00分から  
                  ②令和7年12月9日（火）午後2時00分から  
イ 会 場：観光案内所・移住サポートセンター「むすびめ」  
                  埼玉県比企郡小川町大字大塚1176番地5  
ウ 申込期限：令和7年12月5日（金）正午まで  
エ 申込場所：小川町役場政策推進課地方創生担当  
                  TEL:0493-72-1221（内線221）  
                  E-mail:ogawa103@town.saitama-ogawa.lg.jp